



福岡医発第2482号(地)

平成24年 1月26日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

福岡市医療費助成制度の審査支払事務の委託について(お知らせ)

福岡市で実施している医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務につきましては、現在、全て福岡県国民健康保険団体連合会へ委託されておりますが、平成24年4月診療分から下記のとおり(詳細別紙参照)変更することとなった旨、福岡市長より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 平成24年4月診療(平成24年5月)請求分から被用者保険加入者分の審査支払事務については、社会保険診療報酬支払基金福岡支部に委託する。
- 2 国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の審査支払事務については、引き続き福岡県国民健康保険団体連合会へ委託する。
- 3 被用者保険加入者分の月遅れ・再審査請求については、1年間の経過措置(従前どおり国保連合会へ請求)を設け、平成25年4月請求分から実施する。

小郡三井医師会より

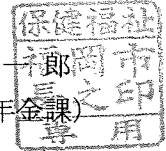
医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

平成24年 1 月19日

社団法人 福岡県医師会

会 長 松田 峻一良 様

福岡市長 高 島 宗一郎
(保健福祉局総務部医療年金課)



本市医療費助成制度の審査支払事務の委託について

本市医療費助成制度の運営につきましては、平素より格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市で実施している医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務につきましては、現在、全て福岡県国民健康保険団体連合会へ委託しておりますが、平成 24 年 4 月診療分から下記のとおり（詳細別紙参照）変更することとしましたので、貴会々員へ周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 平成 24 年 4 月診療（平成 24 年 5 月）請求分から被用者保険加入者分の審査支払事務については、社会保険診療報酬支払基金福岡支部に委託する。
- 2 国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の審査支払事務については、引き続き福岡県国民健康保険団体連合会へ委託する。
- 3 被用者保険加入者分の月遅れ・再審査請求については、1 年間の経過措置（従前どおり国保連合会へ請求）を設け、平成 25 年 4 月請求分から実施する。

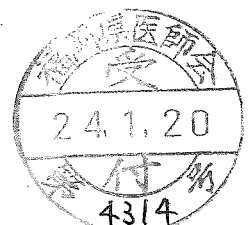
《 問い合わせ先 》

福岡市 保健福祉局 総務部 医療年金課

医療助成係 担当：福島

TEL：(092)711-4235 FAX：(092)733-5441

E-mail：iryonenkin.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

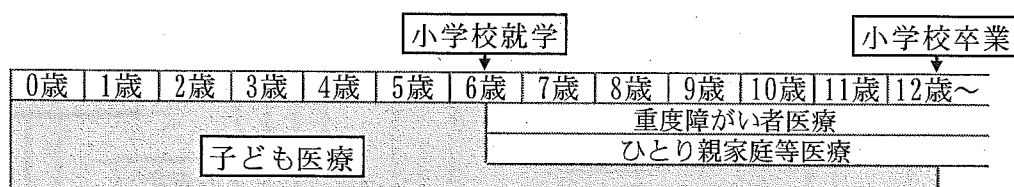


福岡市医療費助成制度に係る医療費の審査支払事務の委託先変更について

1 福岡市医療費助成制度の概要

名称	法別番号	区分	内容
子ども医療費助成	81	対象者	・通院…0歳～小学校就学前まで（6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） ・入院…0歳～小学校6年生まで（12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） ※生活保護法による保護を受けている者は対象外 ※重度障がい者又はひとり親家庭医療を受けることができる小学生は当該制度を優先して適用する。
		所得制限	なし
		自己負担	なし
重度障がい者医療費助成	80	対象者	・身体障害者手帳1級または2級 ・療育手帳重度（A）判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級（精神科病床への入院医療費を除く。） ※小学校就学前の乳幼児は子ども医療を優先して適用する。
		所得制限	特別障害者手当に準拠した所得制限あり
		自己負担	なし
ひとり親家庭等医療費助成	90	対象者	・母子家庭の母および児童 ・父子家庭の父および児童 ・父母のない児童 ※児童の18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までが対象。 ※小学校就学前の乳幼児は子ども医療を優先して適用する。
		所得制限	児童扶養手当一部支給に準拠した所得制限あり
		自己負担	1医療機関あたり ・通院…800円／月 ※調剤は自己負担なし ・入院…500円／日 ※月7日まで ※小学生は入院の自己負担なし

●制度間の優先適用について



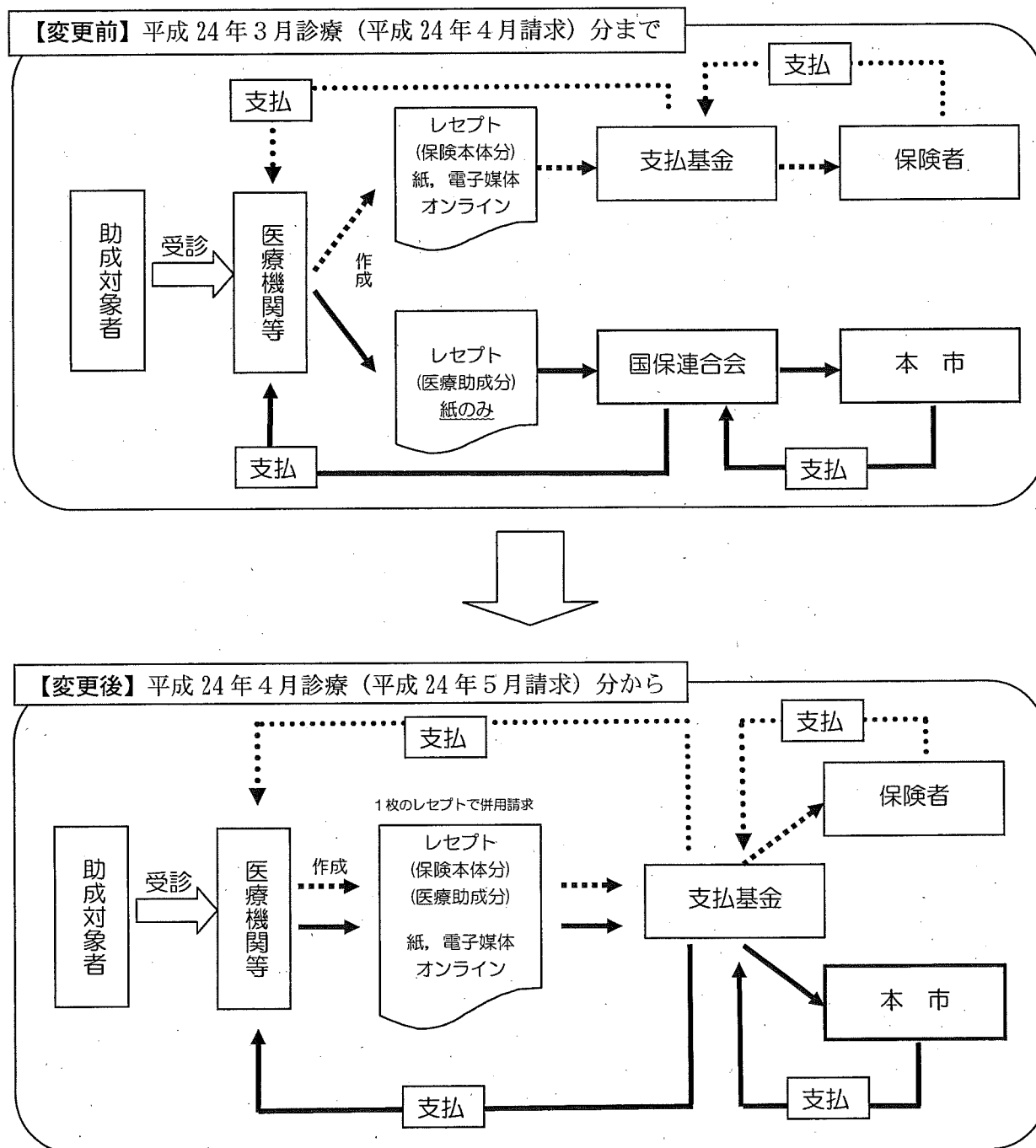
- ・就学前は重度障がい・ひとり親家庭等医療の要件に該当していても子ども医療を優先して適用する。
- ・就学後に重度障がい・ひとり親家庭等医療の要件に該当する場合は、当該制度を優先して適用する。

2 今回の変更内容

(1) 被用者保険加入者分の請求方法

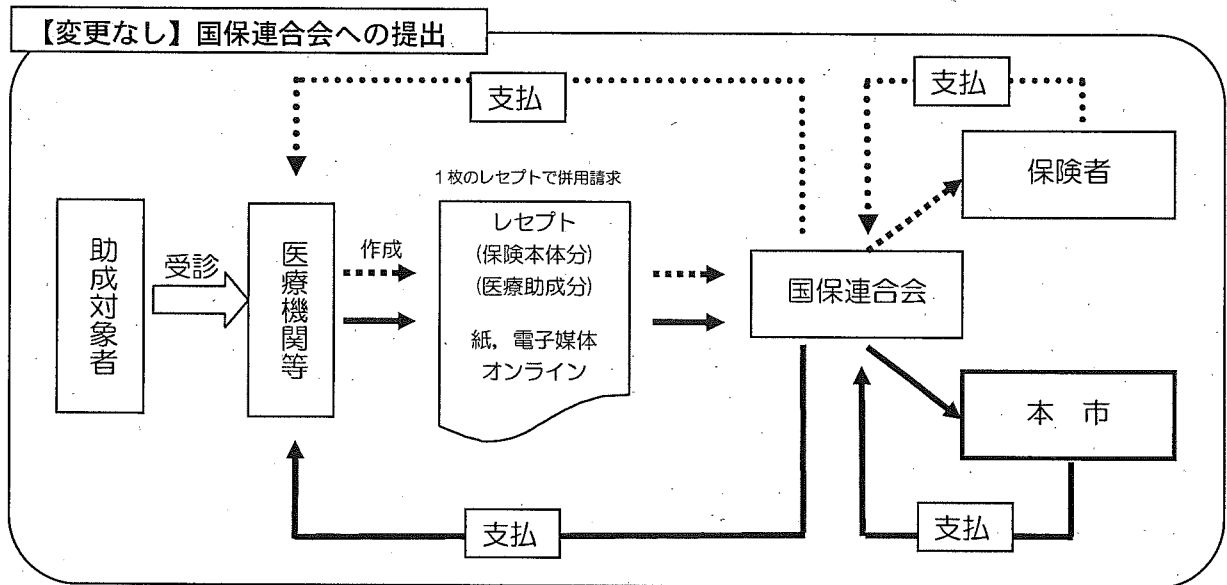
平成 24 年 4 月診療（平成 24 年 5 月）請求分から被用者保険加入者分の審査支払事務の委託先を社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下、「支払基金」という。）へ変更する。（下図参照）

●被用者保険加入者分の医療費助成に係るレセプトの流れ



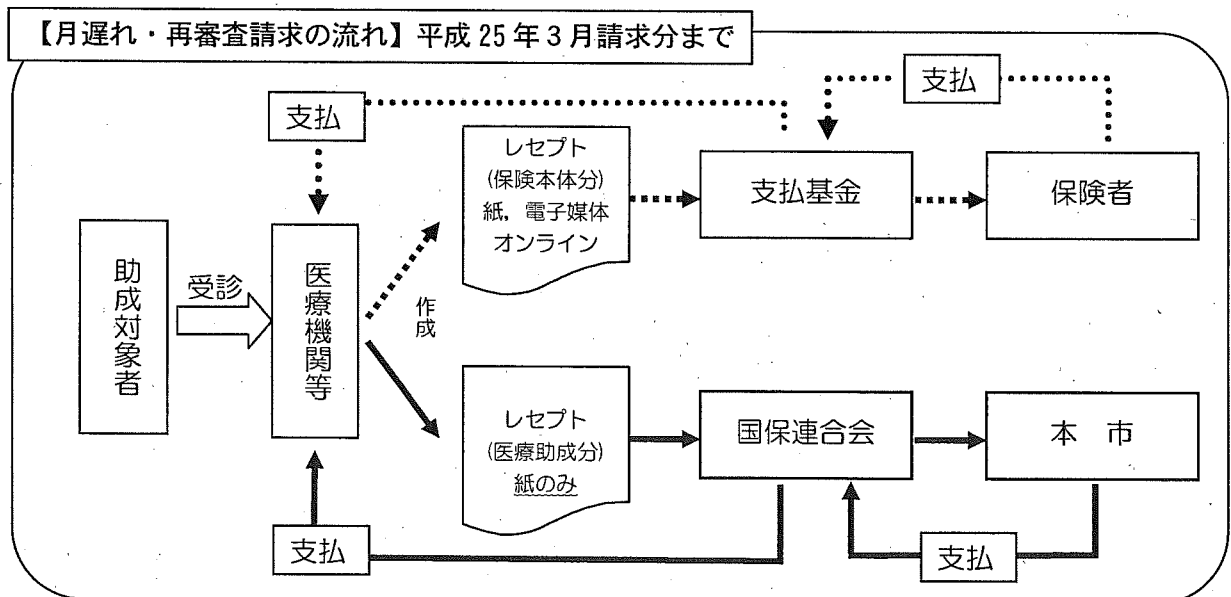
(2) 国民健康保険，国民健康保険組合，後期高齢者医療加入者分の請求方法

国民健康保険，国民健康保険組合，後期高齢者医療加入者分の審査支払事務については，引き続き国保連合会へ委託するため，請求方法は変更なし。（下図参照）



(3) 経過措置について

被用者保険加入者分の平成 24 年 3 月診療分以前の月遅れ・再審査請求については，1 年間の経過措置（従前どおり国保連合会へ請求）を設け，平成 25 年 4 月請求分から委託先を支払基金へ変更する。



* 診療月が平成24年 3 月診療分以前については上記のとおり請求する。（平成25年 3 月まで）

* 平成25年 4 月からは，月遅れ・再審査請求についても 1 枚の併用レセプトにて支払基金へ請求する。

3 その他

(1) 公費負担者番号について

審査支払機関を変更しても公費負担者番号の変更は行わない。なお、負担者番号は次のとおり。

	子ども医療	重度障がい者医療	ひとり親家庭等医療
東 区	81405011	80405012	90405010
博多区	81405029	80405020	90405028
中央区	81405037	80405038	90405036
南 区	81405045	80405046	90405044
城南区	81405052	80405053	90405051
早良区	81405060	80405061	90405069
入部(出)	81405078	80405079	90405077
西 区	81405086	80405087	90405085
西部(出)	81405094	80405095	90405093

(2) 医療証の様式について

審査支払機関を変更しても各医療証の様式の変更は行わない。なお、医療証の色は次のとおり。

	平成24年9月まで	平成24年10月から(*)
子ども医療	さくら色	
重度障がい者医療	65歳未満…水色 65歳以上…白色	65歳未満…クリーム色 65歳以上…藤色
ひとり親家庭等医療	若竹色	オレンジ色

* 重度障がい者医療とひとり親家庭等医療については、毎年10月に医療証を更新しているため、医療証の色と受給者番号が変更される。詳細は毎年9月に送付している通知文を参照のこと。

(3) 今後の予定について

支払基金への審査請求に係る詳細な取扱については、支払基金から別途、3月上旬までに文書が送付される予定である。